

訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第一条 医療法人社団綱島会が開設する、ヘルパーステーションふくろう（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 1 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーションふくろう
- 二 所在地 姫路市御立西四丁目一番六号

(職員の職種、員数、および職務内容)

第四条 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護福祉士 1名
管理者は事業所の従業員の管理および業務の管理を一元的に行う。
- 二 訪問介護員等 介護福祉士 3名（管理者含む）
2級課程修了者 1名 1級課程修了者 2名
訪問介護員は、必要に応じて増員することができる。
訪問介護等は、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第五条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第六条 1 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 1kmにつき20円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(個別計画の提出)

第七条 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提出することに協力するように努めるものとする。

(記録の整備)

第八条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 1 訪問介護計画
- 2 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 3 市町村への通知に係る記録
- 4 苦情の内容等の記録
- 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(緊急時等における対応方法)

第九条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第十条 通常の事業の実施地域は、姫路市の区域とする。

(相談窓口・苦情対応について)

第十一条 利用者からの苦情の申し立て、または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。

ヘルパーステーションふくろう利用者相談窓口 担当者：谷田 直子

(虐待防止に関する事項)

第十二条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための訪問介護員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所訪問介護員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第十三条 1 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 訪問介護員は、業務上知り得た利用者またはその他の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、訪問介護員との雇用契約の内容とする。
- 4 訪問介護員が負傷、または疾病により業務を行なう事が困難となった場合、休養を取らせ、ただちに代替りの訪問介護員を配置する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、医療法人社団綱島会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年3月1日から施行する。

この規定は、令和3年5月16日から施行する。